

## 江戸時代における人口分析の方法

——奥会津地域における「宗門改帳」のデータベース化を事例として——

川 口 洋

### I. はじめに

#### II. 入力史料：「宗門改帳」の史料性格

- (1) 史料の保存状況
- (2) 書式——現住地主義か本籍地主義か——
- (3) 記載単位の性格
- (4) 異動の発生から登録までの期間
- (5) 史料の制約

#### III. 「宗門改帳」データベース・システム

- (1) 「宗門改帳」の入力
- (2) 「宗門改帳」データベースへの登録
- (3) 人口学的指標算出のための解析プログラム
- (4) 検索例・出力例

#### IV. おわりに

### I. はじめに

日本では1960年以來、「宗門改帳」を用いた集落単位の人口誌の研究成果が蓄積されてきた。その結果、江戸時代の民衆生活が初婚年齢、合計出生力、平均余命などの基礎的側面で、現代以上に地域差に富んでいたことが認識された<sup>1)</sup>。近代移行期における民衆生活の理解を深めるには、時系列的变化の追求に加えて、個別集落の民衆生活の特色を全国的展望の中で位置づけ、地域的差異の生じた要因を明らかにするという地理学的課題の解明が要求される。そのためには、各地に保存されている人口史料を、時間的にも地域的にも大量に収集・蓄積・分析する研究手法の開発が必要である。

1950年代にフランスで教区簿冊から人口学的指標を求めるために開発された家族復原法は、1960年代に速水融によって「宗門改帳」の分析に応用された<sup>2)</sup>。家族復原法は、(1)「宗門改帳」を世帯ごとに基礎シート(B. D. S.)に筆写する、(2)B. D. S. から静態人口統計シート・世帯シート・家族復原フォーム・個人行動追跡シートの4表を作成する、(3)この4表から人口学的指標を計算する、という順序で史料整理が行われる。

家族復原法は継年的に保存されている「宗門改帳」の内容を包括的に分析可能にただけでなく、欧米の教区簿冊からは把握できないライフ・パスを復原した点で画期的な業績である。しかし、史料の読解時間を短縮すること、「宗門改帳」から人口学的指標を算出する過程を明確にするとともに計算時間を短縮すること、分析結果を他の研究者が吟味できるように史料を公開すること、などの点で改良の余地が残されている。

これらの点を克服するために計算機の利用が提唱され、いくつかの先駆的業績が上げられた<sup>3)</sup>。しかし、日本語処理やDBMS(Data Base Management System)などの情報処理技術が人口研究者の要望に十分応えられるほどには発達していなかった時期の研究であるため、広く評価されるには至らなかった<sup>4)</sup>。

そこで筆者は、「宗門改帳」の読解から人口学的指標算出までの過程を迅速・正確に行うことを目的とした「宗門改帳」データベース・システムの開発を試みた。システム設計の基本方針は次の3点である。

1. 利用者が原史料と対比できるように、できるかぎり原史料の書式に類似した形式で日本語入力する。
2. データの独立性を高め、入力形式に影響されることなく研究者の目的に応じた多様な情報検索を実現する。
3. 史料読解から人口学的指標算出までの作業量を減らす。

前稿では摂津国八部郡花熊村の「宗門改帳」をデータベース化する基礎的手順を報告した<sup>5)</sup>。しかし、(1)入力作業の効率化、(2)人口学的指標を算出する解析プログラムの充実、(3)「宗門改帳」データベース・システムを公開する手法の開発などの点が未解決のまま残された。

こうした技術的課題に加えて「宗門改帳」の史料的性格の吟味も要求される。たとえば1960年代には、「宗門改帳」と総称される人口史料の記載単位を無批判に世帯と解釈してきた動向に対する疑問が提起された<sup>6)</sup>。「宗門改帳」の編集方法は各藩によって多様であり、史料的性格を慎重に吟味しなければ、「宗門改帳」データベース・システムから出力される人口学的指標の信頼性は上がらない。

本稿では、奥会津地域に保存されている「宗門改人別家別帳」の人口史料としての性格を吟味した上で、「宗門改帳」データベースに追加登録するとともに、上記の(1)と(2)についてシステムの改良を図った。

## II. 入力史料：「宗門改人別家別帳」の史料的性格

### (1) 史料の保存状況

「宗門改帳」データベースに入力する史料として、陸奥国会津郡石伏村(1752~1812, 現・福島南会津郡只見町)、陸奥国大沼郡桑原村(1750~1834, 1840~1858, 現・福島県大沼郡三島町)、陸奥国会津郡<sup>とうのす</sup>鶴巣村(1790~1859, 現・福島県南会津郡南郷村)の「宗門改人別家別帳」を取り上げた。3カ村の史料は、矢沢三男家、河越卿家、馬場新家から福島県歴史資料館に寄託されたものである。

3カ村を含む陸奥国会津郡、大沼郡、下野国塩谷郡の一部は江戸時代を通して南山御蔵入と称され、幕府直支配と会津藩預り支配の期間を交互に繰り返していた<sup>7)</sup>。藤田定興によれば、宗門改めは寛永21(1644)年に始まり、数度の変遷を経た後、元禄4(1691)年に会津領内の全寺院が本末組織に組み込まれて藩に公認されたのを受け、元禄7年あるいは元禄8年に「宗門改人別家別帳」の表題、調査項目がほぼ固定した<sup>8)</sup>。

入力史料は、「宗門改人別家別帳」の制度が確立した元禄8年以降のものである。本稿では入力史料を一括して「宗門改人別家別帳」と呼び、宗門改めに基づいた人口史料の総称である「宗門改帳」とは区別して用いる。

石伏村については、享保3(1718)年から文化9(1812)年まで79冊の「宗門改人別家別帳」が保存されている。このうち宝暦2(1752)年から文化9年までの期間については、宝暦6(1756)年・宝暦11(1761)年・明和9(1772)年の史料が欠けているが、前後の年次の史料から記載内容を復原することにより、合計61年間にわたって継年的に分析することができる。

史料の表題は、61年間に5回の変化がみられた。すなわち宝暦2年から宝暦5年は「宗旨人別家別帳」、宝暦7年から安永5(1776)年は「宗旨人別改帳」、安永6年から天明5(1785)年は「宗門改人別家別帳」、天明6年は「宗旨人別改帳」、天明7年から文化9(1812)年は「宗門改人別家別帳」であった。史料は基本的には毎年2月に作成されたが、宝暦7年から安永6年および天明8年は3月に、享和3(1803)年は1月に作成されている。

石伏村の「宗門改人別家別帳」には異動理由や移動先が記録されていない場合があるので、「人別増減改帳」(安永4~10, 天明3・6・7, 寛政2~10, 享和4年)、および、結婚、養子、名跡などの異動を代官所に届け出た「乍恐以書付奉願上候事」(宝暦6・13, 明和2~4, 寛政4~7・9, 享和2, 文化2年)によって補足した<sup>9)</sup>。

桑原村については、元禄4（1691）年から明治2（1869）年まで128冊の「宗門改人別家別帳」が保存されている。このうち寛延3（1750）年から天保5（1834）年までの期間については、寛延4年・享和3（1803）年・享和4年・文化8（1811）年・文化13年・文政5（1822）年・文政11年、天保11（1840）年から安政5（1858）年までの期間については、天保12年・弘化元（1844）年、安政3年・安政4年の史料が欠けている。しかし、前後の年次の史料から記載内容を復原することにより、合計104年間にわたって人口変動の分析を行うことが可能である。

史料の表題は104年間に3回の変化がみられた。すなわち寛延3年から宝暦5年は「宗旨改人別家別帳」、宝暦7年から宝暦13年は「宗門人別書上帳」、宝暦14年から安政5年は「宗門改人別家別帳」であった。史料は基本的には2月に作成されたが、天保11年から安政5年までの期間は3月に作成されている。

鶉巣村については、享保3（1718）年から安政6（1859）年まで80冊の「宗門改人別家別帳」が保存されている。このうち寛政2（1790）年から安政6年までの期間については、嘉永5（1852）年、安政2（1855）年・安政5年の史料が欠けているが、前後の年次の史料から記載内容を復原することにより、合計70年間にわたって分析することができる。

史料の表題は70年間通じて「宗門改人別家別書上帳」であり、毎年2月に作成されていた。鶉巣村の「宗門改人別家別帳」には、異動理由や移動先が記録されていない場合があるので、「差出申寺送一礼之事」（文化7・11・12、文政9・10、天保2・3年）、「差出申手形之事」（文化11・12、文政9・10、天保2年）、「乍恐以書付奉願上候事」（文化7・10、天保2・3年）、「御用状」（文化7・11、天保2年）によって補足した<sup>10)</sup>。

## (2) 書式——現住地主義か本籍地主義か——

「宗門改帳」には、婚姻・養子以外の理由で村外に転出した者については抹消せず、あたか

も村に居住しているかのように加齢を記録し続けるもの（「本籍地主義」による「宗門改帳」）と、奉公・欠落・行方不知などの異動も詳細に記録されるもの（「現住地主義」による「宗門改帳」）が存在する<sup>11)</sup>。「現住地主義」に基づく場合には比較的正確な現住人口の把握ができるが、「本籍地主義」に基づく場合は出生率、死亡率など総人口を除数とする人口学的指標が過小に算出されるだけでなく、世帯規模、世帯構造、年齢別人口構成などについても史料的制約を意識する必要がある。

「宗門改人別家別帳」の書式を史料1と史料2に示した。史料1は元禄8（1695）年から宝暦5（1755）年、および、宝暦14（1764）年から明治2（1869）年に作成された「宗門改人別家別帳」の書式例、史料2は宝暦6年から宝暦13年の第3回幕府直支配期間中に作成された「宗門改人別家別帳」の書式例である。史料1、史料2とも記載単位ごとに名前、続き柄、年齢、異動内容、宗派、旦那寺、持高、牛馬数、男女別人数が記録されている点は共通している。これらの項目に加えて、史料1には家屋規模と屋根材料が記録されている点が特色である。

前年の史料作成時点以降に増員があった場合には、現年度の「宗門改人別家別帳」の本文中に異動内容が記入される例が多い（史料2）。減員の場合には、前年の「宗門改人別家別帳」に付箋をつけて異動内容が記入された例と、異動後の史料に「外書き」された例がみられる。石伏村の「宗門改人別家別帳」（安永9・10、天明2～4、文化7年）には、史料末尾に前年からの異動内容が一括して記載されている。

史料1によると、次郎左衛門の質券下男・下女である久五郎・みやは、村内に居住する新左衛門の子供である。一方、新左衛門の世帯には、久五郎とみやが次郎左衛門方で奉公していることが「外書き」されている。したがって「宗門改人別家別帳」は、奉公、欠落、行方不知などの理由で一時的に転出している者に関する詳細に記録されている「現住地主義」による人口史料に分類される。

史料 1 陸奥国大沼郡桑原村宗旨改人別家別帳

<p>元禄八年 亥三月 名主 次郎左衛門                  奥州会津若松御城下天寧寺末寺                  且那寺曹洞宗大谷村圓福寺                  高拾四石六斗五升九合五夕                  内三石卷斗四升四合 新田                  外卷石四斗三升九合四夕三才当村六左衛門方                  より質地取置                  一、家一軒長拾貳間横四間 萱葺                  次郎左衛門 年四拾六                  女房 年三拾八                  若松領黒沢金山半三郎娘                  父 三郎右衛門 年六拾五                  母 年六拾貳 大谷村彦兵衛娘                  男子 市之丞 年拾九                  二男 嶋之助 年拾六                  三男 三郎助 年拾壹                  女子 えん 年貳ッ                  譜代下男 久三郎 年三拾貳                  質券下男 久五郎 年三拾三                  是ハ当村新左衛門子主人同宗同寺且那                  同下女 みや 年三拾貳                  是ハ当村新左衛門女子久作女房主人同宗同寺且那                  同下男 儀兵衛 年貳拾四                  是ハ大登村甚三郎弟川井村曹洞宗松音寺且那寺                  手形取置候                  同下女 留主 年拾貳                  是ハ滝谷与西方村新六郎女子同村曹洞宗西隆寺                  且那寺手形取置候                  合拾三人内男八人女五人 馬老匹                  …… (中略) ……                  高貳石八斗七升八合八夕七才                  是ハ当村半右衛門方へ質地ニ指置候                  一、家一軒長三間横貳間 かやぶき                  新左衛門 年七拾三                  女房 年七拾壹                  大石組沼沢村清兵衛娘                  男子 久作 年四拾三                  久作女子はつ 年拾壹                  合四人内男貳人女貳人                  外                  二男久五郎 当村次郎左衛門所へ質券ニ指置候</p>	<p>久作女房みや 右同人所へ質券ニ指置候                  …… (中略) ……                  家数合貳拾貳軒 但貳拾七竈 馬老匹牛老匹                  此人数百貳拾五人内男七拾五人女五拾人                  内                  百貳拾三人内男七拾四人女四拾九人                  大谷村曹洞宗圓福寺且那                  貳人内男老人女壹人                  質券下男女主人方へ寺手形取置候                  外                  老人女 他村へ遣ス縁付之者                  七人内男五人女貳人 他村へ指置候質券之者                  右帳面之通、加判仕候者共拙僧且那ニ粉無御座                  候。切支丹宗門ニ而ハ無御座候。若御法度之宗                  門ト申者御座候者、拙僧罷出急度申分ケ可仕候。                  為後日依如件。                  本寺会津若松天寧寺                  元禄八年亥三月 大沼郡大谷村                  曹洞宗圓福寺                  高合七拾貳石貳斗三升七合                  内                  六拾九石九升三合 本田                  三石卷斗四升四合 新田                  家数都合貳拾貳軒                  但貳拾七竈内 名主老軒                  百姓貳拾五竈                  水吞老竈                  人数都合百貳拾五人内男七拾五人 馬老匹                  女五拾人 牛老匹                  外                  七人内男五人女貳人 他村へ指置候質券之者                  老人女 他村へ遣ス縁付之者                  右村中宗門改被仰付候ニ付、遂吟味候処ニ、怪                  敷者老人も無御座候。為其且那寺為致判形指上                  申候。若御法度之宗門隠置、後日ニ顯候者、当                  人ハ不及申村中不殘、何様之御仕置ニも可被仰                  付候。為後日依如件。                  大沼郡桑原村名主                  元禄八年亥三月 次郎左衛門                  同郡同村組頭 清四郎                  御代官様</p>
---	---

(福島県歴史資料館寄託 河越 卿家文書)

宝曆十一年 巳二月 名主 治郎左衛門控  
 …… (中略) ……  
 高武石八斗七升八合七ツ五才本田  
 一、宗洞宗大谷村圓福寺且那 五右衛門 年四拾三  
 同宗右同寺且那 右同人 女房 年三拾七  
 同宗右同寺且那 右同人婿 源之丞 年貳拾貳  
 同宗右同寺且那 右同人女子 ろく 年拾七  
 同宗右同寺且那 右同人女子 つめ 年拾三  
 人数五人内貳人男三人女  
 内老人男婿名跡縁付まし  
 …… (中略) ……  
 惣人数九拾四人内五拾五人男三十九人女  
 右之通、拙僧且那ニ粉無御座候付、銘々印形仕指  
 上申候。若御法度之宗門之旨申者御座候ハハ、拙  
 僧罷出急度申分可仕候。為後日依如件。  
 本寺会津御城下天寧寺末寺  
 宝曆十一年巳二月 陸奥国大沼郡大谷村  
 曹洞宗圓福寺 印  
 右之通村中大小百姓ハ不及申ニ、寺社其外門屋其  
 外水呑等まで不殘相改、且那寺より判形取指上申  
 候。召仕男女之儀者、其村且那寺より証文取置、  
 怪敷もの無御座候。若御法度之宗門隠置後日ニ頭  
 候ハハ、当人ハ不及申上ニ名主組頭村中まで、如  
 何様之御仕置ニも可被仰付候。万一難敷もの他所  
 より罷越候ハハ、早速御注進可申上候。為後日依  
 而如件。  
 陸奥国大沼郡大谷組桑原村名主  
 宝曆十一年巳二月 次郎左衛門 印  
 同村組頭 五右衛門 印  
 同村百姓代 久兵衛 印  
 同村同断 久次兵衛 印  
 田嶋御役所

(福島県歴史資料館寄託 河越 卿家文書)

(3) 記載単位の性格

平均世帯規模や世帯構造、平均夫婦組数などの世帯を単位とする人口学的指標を求めるには、「宗門改人別家別帳」の記載単位の性格を解釈することが必要である。

「宗門改人別家別帳」は、持高で始まり人数の合計で終わるまとまりを記載単位としている(史料1, 史料2)。この記載単位には持高と家

屋規模の記録があり、しかも質券下男や譜代下男など血縁関係のない者も構成員に含む場合もみられる。したがって、記載単位は住居および生計をともにする世帯に相当すると推測される。

しかし、記載単位数と「宗門改人別家別帳」末尾に記載されている家数、竈数とは必ずしも一致しない(表1)。石伏村では宝暦から天明期、桑原村では寛延から文化期まで、竈数は家数よりも多く、石伏村では天明期以降、桑原村では文化期以降、鴛巢村では寛政期以降、竈数と家数はほぼ等しくなる。

竈数が家数よりも多い時期を第1期、両者がほぼ等しくなる時期を第2期とすると、記載単位数と竈数、家数の間におよそ以下の関係が成立している。

$$\text{第1期：家数} = \text{竈数} (= \text{記載単位数} - \text{無跡数}) - (\text{相屋数} + \text{借家数}) + \text{住居だけ残存している無跡数}$$

$$\text{第2期：家数} = \text{竈数} = \text{記載単位数} - \text{無跡数} - (\text{相屋数} + \text{借家数})$$

第1期において竈数は記載単位数から無跡数を引いた現住世帯数を意味しており、家数は竈数から独自の住居を持たない相屋、借家を差し引いた数、つまり、集落に存在する住居の数を示すと解釈できる。第2期には竈数と家数は、共に集落に存在する住居の数を意味する用語に変化した。

次に、史料の保存状況が良好な桑原村について「宗門改人別家別帳」の記載単位と明治3年以降の戸籍、および、現在居住している世帯との対応関係を検討したい<sup>12)</sup>。慶応4(1868)年、明治2年の「宗門改人別家別帳」と明治3年、明治4年の「戸籍」の筆頭者は1人の例外もなく対応関係が付く。また、記載単位ごとの人数、続き柄、宗派、年齢、異動内容にも矛盾はみられない。

慶応、明治初期の筆頭者は、出稼ぎで村外へ転出した者と絶家を除き、昭和27年、平成2年

表1 「宗門改人別家別帳」(陸奥国会津郡石伏村)における家数, 竈数, 記載単位数

史料作成年	家数	竈数	記載単位数	合家・借家数	史料作成年	家数	竈数	記載単位数	合家・借家数
宝曆2年	34	38	37 内無跡1	3	天明3年	37	38	38	2
3	35	39	40 内無跡1	4	4	37	38	38	1
4	35	39	40 内無跡1	4	5	32	33	38	6
5	35	39	39 内無跡1	3	6	33	33	40	6
6	史料欠				7	36	36	40	3
7	...	...	36	...	8	35	34	40	4
8	...	...	37	...	9	36	35	39	3
9	...	...	37	...	寛政2	35	36	39	4
10	...	...	37	...	3	36	36	39	3
11	史料欠				4	36	36	39	2
12	...	...	37	...	5	37	37	39	2
13	...	...	37	...	6	36	37	39	3
14	34	34	36 内無跡1	1	7	36	36	39	3
明和2	34	34	35	1	8	36	36	39	3
3	34	34	35	1	9	36	36	39	3
4	34	35	37 内無跡1	2	10	36	36	39	3
5	35	37	38 内無跡1	2	11	36	36	39	3
6	35	37	38 内無跡1	2	12	35	35	39	4
7	35	38	38	3	13	35	35	39	4
8	35	38	38	3	享和2	35	35	39	4
9	史料欠				3	35	35	39	4
安永2	36	38	38	2	4	36	36	39	3
3	36	38	38	2	文化2	37	37	39	2
4	36	38	38	2	3	36	...	38	2
5	36	38	38	2	4	36	...	38	2
6	36	38	38	2	5	36	...	38	2
7	36	37	38	2	6	35	...	38 内無跡1	3
8	36	37	38	2	7	33	35	39 内無跡1	5
9	37	37	38	2	8	33	35	39 内無跡1	6
10	37	38	38	2	9	33	...	39 内無跡1	5
天明2	...	...	38	2					

(福島県歴史資料館寄託 矢沢三男家文書「宗門改人別家別帳」より作成)

の世帯主の先祖と対応している。幕末期に先祖が確認できる23世帯は、現在桑原村に居住していない者でも、桑原財産区の構成員として、共有林で伐採された木材販売など、共有財産の処分にもなり利潤の配分を受ける権利を保有する。

昭和27年以降に増加した世帯は寄留者と呼ばれており、第二次世界大戦後の南洋諸島からの引き上げ者、小学校の教員、桐工芸家、および、別家である。平成2年に5軒存在する寄留者は、

村の共有財産の処分にもなり利潤の配分にはあずからない。

「宗門改人別家別帳」の書式の検討、および、幕末期の「宗門改人別家別帳」と明治初期の戸籍の比較の結果、「宗門改人別家別帳」の記載単位は、住居および生計をとにもする世帯であると解釈される。

(4) 異動の発生から登録までの期間

婚姻・養子・奉公などによる異動の発生から

「宗門改人別家別帳」に登録されるまでの期間が一定あるいは短ければ、平均初婚年齢や結婚持続期間などの人口学的指標を計算して、地域的差異や時間的変化を追求することができる。登録までの期間が不定あるいは長ければ、平均初婚年齢などの指標を正確に求めることができない。本節では、異動が生じた時点から「宗門改人別家別帳」に登録されるまでの期間を婚姻を中心に検討したい。

史料3によれば、石伏村、鶉巣村が所属していた伊南伊北郷では、縁談の内約束ができると、まず書付によって代官所へ縁組を届け出て、次に婿方から嫁方へ樽、扇子、祝金を贈呈する「縁定」を行った後、祝言を上げる。

祝言までの過程は伊南伊北郷の「風俗帳」だけでなく、桑原村が所属していた大谷組、野尻組、松川組、楢原組、弥五島組、小出組、田島組、高野組、川島組、鬘斗戸組の「風俗帳」でも確認できる<sup>13)</sup>。縁組の内約束が成立した段階で代官へ書付を提出する点については、「貞享貳年丑ノ五月三日 会津郡郷村之品々書上ケ申帳 伊南古町組」からも確認できる<sup>14)</sup>。したがって、このような縁談から祝言までの過程は、

史料3 文化四年卯三月 風俗帳 伊南伊北郷

祝言 祝言致様、倅娘持候者ハ似合を考へ、或ハ合家之身体をハ仲人可致と存候者双方聞合、又者倅持候親の方より何者之娘を嫁にもらい度と仲人を頼ミ申族も御座候。如斯内証有増を仕置、書付を以縁組之次第御代官所へ御披露致、無相違旨御暇申出候得者、其時縁定と申、娘持の方へ樽扇子相添仲人を以遣申候。其節、身代宜敷者ハ、祝金之構無御座候。縁定仕迄御座候得共、内証不叶者之分ハ、金三分ニ木綿袴反も遣候得者、娘持の方より申出、双方相对を以仲人立会相定、是を祝金与申候。

……… (中略) ………

右祝金之内を以、木綿古手物たり共調嫁入為致、尤も祝言致候日ハ、仲人前々ハ馬ニ乗せ候処、近来ハ無御座候。 ……… (後略) ………

(福島県歴史資料館寄託 馬場 新家文書)

少なくとも17世紀末、貞享2(1685)年から文化4(1807)年まで、100年以上にわたって持続した南山御蔵入に共通の習俗と推測できる。

縁定以前あるいは縁定と同時に代官所へ提出された書付は、南山御蔵入・会津藩領内の者と結婚する場合と、領外の者と結婚する場合とで異なっていた。

南山御蔵入・会津藩領内の者と結婚する場合には、史料4「奉願縁付御暇之事」によって嫁の実家は名主と連名で郷頭を経て代官所に婚姻を届け出た。この書付には持高、家族構成、嫁ぎ先、仲人、祝金が記載されている。

桑原村では宝暦3(1753)年から文化5(1808)年まで、28通の「奉願縁付御暇之事」が保存されている。28通のうち8通が村内婚、5通が桑原村への入婚、15通が村外への出婚を願い出ている。このうち26組については、「奉願縁付御暇之事」が作成された翌年の「宗門改人別家別帳」の本文中に婚姻が登録されており、1組は「奉願縁付御暇之事」が書かれた年の「宗門改人別家別帳」に付箋で婚姻が記録され、残りの1組は異動理由、移動先ともに「宗門改人別家

史料4 奉願縁付御暇之事

高式石四斗五升四合勺

善三郎 年四拾九  
女子 さよ 年拾六  
男子 次郎 年拾貳

合三人内貳人男壹人女

右分限之内女子さよ年拾六、当組桑原村久左衛門嫁ニ同村吉五郎仲人ニ而、祝金壹両三分出シ貫申候間、内約束仕候。御未進金無御座、切支丹類族ニ無御座、跡田地ニ障り無御座、其外何方より茂構無御座候間、願之通御暇被仰付被下置度奉願候。以上。

宮下村願人 善三郎 印  
宝暦三年酉十二月 同村名主 理兵衛 印  
前書之通願出申候ニ付吟味仕候処、無筋縁組ニ無御座、初縁ニ御座候間、願通御暇被下置度奉候。以上。

大谷組郷頭 二瓶万右衛門 印

(福島県歴史資料館寄託 河越 卿家文書)

別帳」に記録されていない<sup>15)</sup>。

これに対して南山御蔵入・会津藩領外から嫁を迎える場合には、以下の手続きが必要であった。まず、嫁の居住地の村役人から嫁ぎ先の村役人に宛てた村役人送状と、嫁の実家の旦那寺から嫁ぎ先の旦那寺に宛てた旦那寺送状が送付される。次に、村役人送状と旦那寺送状を添えて、嫁ぎ先の村役人から代官所宛てに縁組願書が提出され、最後に代官所からの御用状によって婚姻が承認される。越後国蒲原村松藩領下大浦村権右衛門の娘ちよが鶉巣村の熊治に縁付いた場合には、村役人送状と旦那寺送状が天保2(1831)年3月4日に書かれ、縁組願書は8月に提出され、代官所は9月28日に婚姻を承認した。ちよが熊治の女房として「宗門改人別家別帳」に登録されたのは、翌天保3年であった。

鶉巣村では、文化7(1810)年から天保3年までに10人の入婚者を越後国から受け入れていた。10件の婚姻のうち8件は、村役人送状・旦那寺送状・縁組願書・御用状が書かれた翌年、1件は2年後に「宗門改人別家別帳」に登録され、他の1件は登録されていない。

ところで現在の奥会津地域では「足入れ」を行った者も確認できる。桑原財産区を構成する23世帯のうち、16組の夫婦に聞き取り調査を行った結果、5組の夫婦が足入れを体験していた。足入れには足入れと同時に簡素な披露を婿方で行い、祝言は上げずに嫁が婿方に引き移る場合(1例)と、足入れと同時に簡素な披露を婿方で行い、4~7カ月後に改めて祝言を行った後、嫁が婿方に引き移る場合(4例)の2つの形式がみられた。足入れを行ったのは、大正期に1例、昭和20年代に1例、昭和30年代に1例、昭和40年代に2例であり、時代を遡るほど足入れが多かったわけではない<sup>16)</sup>。

代官所に婚姻が届け出られた時期と足入れ期間との前後関係は、「風俗帳」の文面からは不明であるが、3カ村で合計12例は「宗門改人別家別帳」に婚姻と出産が同じ年に登録されている<sup>17)</sup>。したがって、縁組願の提出以前に足入れが行われていた可能性も否定できない。

養子、名跡を取る場合にも、婚姻の場合と類似の書式を持つ「奉願縁付御暇之事」が代官所に提出された。桑原村では宝暦4(1754)年から寛政12(1800)年まで10件の養子・名跡について比較することができる。10件のうち6件が村内での養子・名跡、1件が村外への養子、3件が村外からの養子・名跡である。10件すべてが、「奉願縁付御暇之事」が書かれた翌年の「宗門改人別家別帳」に登録されている。

年季奉公を行う場合には、「質券暇状之事」が質券奉公人を送り出す名主から雇主宛に提出され、郷頭が内容の確認を行う。「質券暇状之事」には、質券奉公人の名前、身代金、年季奉公の期間が記されている。桑原村では宝暦2年から天明8(1788)年まで12通の「質券暇状之事」が保存されており、「宗門改人別家別帳」と比較できる。12件のうち、3件が村内での奉公、8件が村外への出奉公、1件が村外からの入奉公である。12件すべてが、「質券暇状之事」が書かれた翌年の「宗門改人別家別帳」に登録されている。

婚姻、養子、名跡、奉公などが村役人連署の上で代官所に届出されてから「宗門改人別家別帳」登録までの期間は、概ね1年以内であったことが確認できた。

#### (5) 史料的制約

「宗門改人別家別帳」は、現住人口を世帯単位に記録した人口史料であり、異動が村で公認されてから登録までの期間は、多くの場合1年以内であったことが判明した。また、「宗門改人別家別帳」以外に総人口、男女別人口、家数の記載がある「村明細差出帳」、「御手鑑帳」と比較した結果、「宗門改人別家別帳」とその他の史料の総人口、男女別人口、家数、竈数はほぼ一致した<sup>18)</sup>。

「宗門改人別家別帳」を用いて人口学的指標を分析するには、以下の点に留意する必要がある。

第1に、異動に関する記述が不明瞭である場合が少なくない。したがって、死亡者数、婚姻



1	2	3	4	5	6	7							
09000, 1020, GOUEMONN			, 五右衛門	, 男, 43,	戸主	,							
09000, 0013, NYOUBOU			, 女房	, 女, 37,	女房	,							
09000, 1079, GENNOJYOU			, 源之丞	, 男, 22,	婿	,							
09000, 0014, ROKU			, ろく	, 女, 17,	女子	,							
09000, 0015, TUME			, つめ	, 男, 13,	女子	,							
09000, 2, 3, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 5, 5202, 0, 0, 2. 879.	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26

1. 家番号 2. 個人番号 3. 名前(ローマ字) 4. 名前(漢字) 5. 性別 6. 年齢 7. 続き柄  
 族人数(男性) 15. 家族人数(女性) 16. 譜代下男人数 17. 譜代下女人数 18. 質券下男人数  
 ード 24. 牛数 25. 馬数 26. 持高(石) 27. 家屋規模(縦\*横, 間) 28. 屋根材料 29. 史料作  
 図1 入 力

者数, 離婚者数, 養子数, 奉公人数などが過小に登録されている可能性が高い。

石伏村では増加人口354人のうち11.3%に相当する40人, 桑原村では増加人口364人のうち1.6%に相当する6人, 鶴巣村では増加人口506人のうち3.4%に相当する17人の異動内容が記載されていない。このため, 転入の契機が養子によるものか, 身請によるものか判断できない。

一方, 石伏村では減少人口384人のうち35.4%に相当する136人, 桑原村では減少人口356人のうち11.5%に相当する41人, 鶴巣村では減少人口441人のうち15.9%に相当する70人の異動内容が記載されていない。これについては死亡であるのか, 結婚・養子・奉公・離別といった転出なのか判断できない。

転入・転出の移動先が記載されていない場合もある。移動先が判明するのは, 石伏村では転入者126人の51.6%に相当する65人, 転出者54人の77.8%に相当する42人, 桑原村では転入者125人の57.6%に相当する72人, 転出者94人の70.2%に相当する66人, 鶴巣村では転入者110人の12.7%に相当する14人, 転出者66人の30.3%に相当する20人に留まる<sup>19)</sup>。

第2に, 「宗門改人別家別帳」は1年に1度, 2月か3月に作成されるため, 生後1年以内に死亡した乳児死亡者, および季節的労働移動については把握できない<sup>20)</sup>。したがって, 出生者数, 死亡者数, 奉公人数, 5才階級別有配偶出産率, 出産回数などは過小に算出される。石伏村, 桑原村, 鶴巣村には「懷妊書上帳」のような乳児死亡者が把握できる史料が保存されていないために, 乳児死亡を他の史料で補足することもできない。

第3に, 「宗門改人別家別帳」の家屋に関する記載内容には疑問の余地が多い。したがって, 家屋規模と持高や世帯規模との相関関係を求めても意味はない。

家屋規模については, 建築学による古民家の復原結果と「宗門改人別家別帳」の記述が異なる場合がみられる。桑原村の名主を世襲していた河越卿氏の住居は, 19世紀初頭に建設され, 桁行11.2間, 梁行5間の直屋と推定されている<sup>21)</sup>。しかし, 「宗門改人別家別帳」の記述で河越家の住居が復原結果と一致するのは天保5(1834)年だけであり, 他の年代の「宗門改人別家別帳」には復原結果よりも小さく書かれて

8	9	10	11	12	13	
有配偶	曹洞宗	大谷村	圓福寺			組頭
有配偶	曹洞宗	大谷村	圓福寺		陸奥国大沼郡大谷組川井村出身	
有配偶	曹洞宗	大谷村	圓福寺	結婚・婿名跡	?	より
有配偶	曹洞宗	大谷村	圓福寺	結婚		
未婚	曹洞宗	大谷村	圓福寺			
				1,761		
	27	28	29			30

8. 配偶関係 9. 宗教・宗派 10. 旦那寺の所在地 11. 旦那寺 12. 異動理由 13. 異動内容 14. 家  
 19. 質券下女人数 20. 同家人数(男性) 21. 同家人数(女性) 22. 世帯規模 23. 世帯構造  
 成年次 30. 村役人 (データは史料2の五右衛門家の入力例である)

方 式

いる<sup>22)</sup>。鶴巢村の山内一八氏の住居は18世紀後半に建設され、建立時の規模は桁行12.0間、梁行4.5間の直屋と推定されている<sup>23)</sup>。しかし、「宗門改人別家別帳」に桁行12.0間、梁行4.5間の住居が記載されているのは寛政2(1790)年から寛政5年の期間に限定され、寛政6年以降、山内一八氏の住居のような大規模な住居は記録されていない。

家屋形態の側面でも、奥会津地域の地域的特色とされる「うまや中門」を持つ民家が、「宗門改人別家別帳」からは検出できない。石伏村の川口啓喜家、矢沢重四郎家の住居は、19世紀前半に建設された「うまや中門」を持つ民家だが、「宗門改人別家別帳」には家屋の主屋部分と推定される「長」と「横」の長さしか書かれていない<sup>24)</sup>。

第4に、「宗門改人別家別帳」の持高と、他の史料から得られる持高は必ずしも一致しない。石伏村では、「百姓小前持高帳」(宝暦7年、安永4年、天明5年)との比較が可能である<sup>25)</sup>。名請人については矛盾が無いが、持高は大部分が一致しない。

### Ⅲ. 「宗門改帳」データベース・システム

「宗門改帳」データベース・システムは、筑波大学学術情報処理センター設置の大型計算機FACOM-M780/20の動作環境のもとに構築されており、「宗門改帳」データベースと人口学的指標を計算する解析プログラムから構成されている。

(1) 「宗門改人別家別帳」の入力

史料を大型計算機の磁気ディスクに入力するには、研究者の置かれている計算機利用環境に応じて、以下の方法がいずれも可能である。

(ア) 大型計算機の日本語端末から当用漢字(JEFコード)で直接磁気ディスクに入力する。データセットの形式は固定長ブロック化、レコード長240バイト、ブロックサイズ7200とした。

(イ) シフトJISコードを用いた日本語ワードプロセッサによって、フロッピーディスクに史料を入力する。CANOWORD, OASYS, 書院, 文豪などのワードプロセッサ専用機を利用する場合には、MS-DOS

のテキストファイルに変換する。次に、フロッピーディスクに蓄積したデータをエミュレーターを通して大型計算機の磁気ディスクにファイル転送する。転送後、PL/Iを用いて(ア)のデータセットの形式に準拠してデータを編集する。

他研究者が誤読などを吟味できるように、史料の書式をできる限り踏襲して「宗門改人別家別帳」の記載単位ごとに、図1の入力形式にしたがって入力する。史料読解・入力作業の効率化を計るために、「宗門改人別家別帳」1冊(1年分)に1つのファイルを割り当て、1年分の入力を終了すると、翌年のファイルに内容を複製して、年齢、史料作成年次、および異動のあった部分だけを書き改めた。

「宗門改人別家別帳」の記載内容以外に家番号、個人番号、名前(ローマ字)、配偶関係、世帯構造コードを新たに書き加え、「宗門改人別家別帳」の奥付は入力を省略した。世帯構造は、独居者、夫婦の核を持たない親族の共住、核家族、拡大家族、多核家族に分類して、分類コードを入力した<sup>26)</sup>。女性の名前(漢字)は、表記を平仮名に統一した。「宗門改人別家別帳」作成時点に在住しているものを基準として、前年度の調査以降に転入・出生した者の異動理由・異動内容、および翌年度の調査までに転出・死亡した者の異動理由・異動内容を記入した。異動理由には、出生・死亡・結婚・養子・奉公・身請・改名・家出・出産・離別・引越・別家・名跡・行方不知・欠落など、史料の内容を要約した用語を記入した。異動理由が不明の場合には、?記号を入力する。社会移動がある場合には、移動先の集落名に国名・郡名・組名を付け加え<sup>27)</sup>、移動先が不明の場合には、集落名の代わりに?記号を異動内容の項目に入力した。「宗門改人別家別帳」以外の史料に基づいて移動先などを補足した場合には、' '記号を付けて出所の別を示した。村の内部で結婚・養子・名跡・別家などの社会移動があった場合には、転入・転出時点で重複して記述される。重複を避けるために、転出時の異動理由を( )記号

で修飾して区別した。

## (2) 「宗門改帳」データベースへの登録

AIM/RDB (Advanced Information Manager/Relational Data Base) を DBMS として「宗門改帳」データベースを構築した<sup>28)</sup>。AIM/RDB はデータモデルとしてリレーショナルモデルを採用しており、データの独立生が高く、研究者の目的に応じた情報検索ができるDBMSと判断される。データは、列(カラム)と行から構成されている二次元の表(テーブルと呼ぶ)の形式で表現される。テーブルはテーブル名、カラムはカラム名によって一意に識別され、属性を示すカラムのもとに個々のデータが位置づけられる。

AIM/RDB では AQL (Advanced Query Language) という非手続き型言語によってデータベースを操作する。AQL によって表の中から検索条件に合致する行を取り出す「選択」、表から特定のカラムを抜き出す「射影」、2つ以上の表から特定の結合条件のもとに1つの表を合成する「結合」などの関係演算に基づく操作が容易に実現できる。さらに、日本語を検索語として情報検索ができるだけでなく、PL/I、FORTRAN、COBOLといった応用プログラムからデータベースを操作することもできる。

入力史料はプログラミング言語 PL/I を用いて編集された後に、AQL を用いて「宗門改帳」データベースに登録される。すべてのカラムにインデックスを付け、日本語を検索語として短時間で情報検索できるように設計されている。

「宗門改帳」データベースのデータ項目は表2にまとめられる。テーブル ISHIBUSE1、KUWANOHARA1、TOUNOSU1には個人情報、テーブル ISHIBUSE2、KUWANOHARA2、TOUNOSU2には世帯に関する情報、テーブル ISHIBUSE3、KUWANOHARA3、TOUNOSU3には入力史料についての情報が登録されている。テーブル ISHIBUSE1 と ISHIBUSE2、KUWANOHARA1 と KUWANOHARA2、TOUNOSU1 と TOUNOSU2

表2 「宗門改帳」データベースのデータ項目

〔テーブル名〕 ISHIBUSE 1, KUWANOHARA 1, TOUNOSU 1 (データ属性：NCHARACTER)  
 データ量は ISHIBUSE 1 が11593行, 3045KB, KUWANOHARA 1 が9145行, 2390KB, TOUNOSU 1 が  
 18155行, 4732KB である。

カラム名	レコード長	カラムの見出し	データの例
IEID	10 (bytes)	家番号	09000, 11000
KOJINID	8	個人番号	1020, 0014
FRNAME	32	名前(ローマ字)	GOUEMONN, ROKU
FKNAME	14	名前(漢字)	五右衛門, ろく
SEIBETSU	2	性別	男, 女
NENNREI	4	年齢	43, 17
TSUZUKIGARA	14	続き柄	戸主, 女子
HAIGUKANKEI	8	配偶関係	有配偶, 離・死別, 未婚
SYUUHA	8	宗教・宗派	曹洞宗, 時宗, 浄土真宗
TERANOICHI	6	旦那寺の所在地	大谷村, 古町村
TERA	6	旦那寺	圓福寺, 照国寺
IDOURIYUU	16	異動理由	結婚, 離別, 出生, 死亡, 出産
IDOUNAIYOU	60	異動内容	?より, 陸奥国会津郡黒谷組只見村より
YAKUNINN	6	村役人	組頭, 百姓代, 名主
SEIREKI	8	史料作成年次	1761, 1820

〔テーブル名〕 ISHIBUSE 2, KUWANOHARA 2, TOUNOSU 2 (データ属性：NCHARACTER)  
 データ量は ISHIBUSE 2 が 2321行, 469KB, KUWANOHARA 2 が 2061行, 422KB, TOUNOSU 2 が  
 4349行, 891 KB である。

カラム名	レコード長	カラムの見出し	データの例
HID	10 (bytes)	家番号	09000, 11000
KRNAME	32	戸主名前(ローマ字)	GOUEMONN
KKNAME	14	戸主名前(漢字)	五右衛門
MOCHIDAKA	12	持高(石)	2. 879
MFAMILY	4	家族人数(男性)	2, 2
FFAMILY	4	家族人数(女性)	3, 4
FMSERVANT	4	譜代下男人数	0, 1
FFSERVANT	4	譜代下女人数	0, 1
SMSERVANT	4	質券下男人数	0, 2
SFSERVANT	4	質券下女人数	0, 1
MLODGER	4	同家人人数(男性)	0, 1
FLODGER	4	同家人人数(女性)	0, 1
HOUSEHOLD	4	世帯規模	5, 13
STRUCTURE	4	世帯構造コード	520, 411
GENERATION	4	同居世代数	2, 1
CATTLE	2	牛数	0, 1
HORSE	2	馬数	0, 2
HOUSE	18	家屋規模(縦*横, 間)	5.0 3.0, 6.0 3.0
ROOF	6	屋根材料	茅葺き
YEAR	8	史料作成年次	1761, 1800

表2 「宗門改帳」データベースのデータ項目 (つづき)

[テーブル名] ISHIBUSE 3, KUWANOHARA 3, TOUNOSU 3 (データ属性: NCHARACTER)  
 データ量は ISHIBUSE 3 が61行, 47 KB, KUWANOHARA 3 が85行, 47 KB, TOUNOSU 3 が70行,  
 47 KB である。

カラム名	レコード長	カラムの見出し	データの例
WYEAR	8 (bytes)	西 暦	1761
JYEAR	14	史料作成年月	宝暦11年 2月
JTEXT	46	史料名	宗門人別書上帳
JOWNER	36	所蔵者	福島県歴史資料館所蔵 河越 卿家文書

は, IEID と HID, SEIREKI と YEAR, FK  
 NAMAЕ と KKNAME, テーブルISHIBUSE1  
 と ISHIBUSE3, KUWANOHARA1 と KU  
 WANOHARA3, TOUNOSU1 と TOUNO  
 SU3 は, SEIREKI と WYEAR, テーブル  
 ISHIBUSE2 と ISHIBUSE3, KUWANOH  
 RA2 と KUWANOHARA3, TOUNOSU2 と  
 TOUNOSU3 は, YEAR と WYEAR をそれ  
 ぞれ結合条件として結合可能である。

(3) 人口学的指標算出のための解析プログラ  
 ム

「宗門改帳」データベースから表3に示した  
 55項目の指標を計算して, グラフ化して出力す  
 ることができる。プログラムは, (ア)AQL を用  
 いて「宗門改帳」データベースから必要な項目  
 を検索し, 外部ファイルに書き出す, (イ)PL/I  
 を用いて出力結果を JEF コードから EBCDIC  
 コードに変換する, (ウ)プログラム・パッケージ  
 SAS を用いて人口学的指標の算出・図化を行  
 う, という順序で処理を行っている。

(4) 検索例・出力例

人口学的指標の出力例として, 雫巢村におけ  
 る女性の結婚年齢を示した(図2)。処理の手  
 順は, テーブル TOUNOSU1 から異動理由が  
 「結婚」であるものを検索して, 個人番号, 年  
 齢, 性別, 史料作成年次を外部ファイルに書き  
 出し, コード変換を行った後に, 結婚年齢に関  
 する基本統計量を求め, 男女別結婚年齢, 男女  
 別結婚回数を示す棒グラフを出力する。処理に  
 要する CPU time は約4秒, turn around

表3 「宗門改帳」データベース・システム  
 から出力できる人口学的指標

1. 総人口・総世帯数	28. 男女別改名回数
2. 年少人口係数	29. 男女別奉公人数
3. 生産年齢人口係数	30. 男女別奉公年齢
4. 老年人口係数	31. 養子・養女数
5. 男女別平均年齢	32. 養子・養女年齢
6. 性比	33. 男女別婚姻者数
7. 世帯規模別世帯数	34. 男女別結婚年齢
8. 平均世帯規模	35. 夫妻の年齢差
9. 世帯構造別世帯数	36. 結婚率
10. 世帯構造別の構成比 率	37. 男女別結婚回数
11. 世帯別持高	38. 年齢別有配偶率
12. 持高別階層構造	39. 1世帯当り平均夫婦 組数
13. 世帯規模と持高との 相関関係	40. 出産年齢
14. 同居世代別世帯数	41. 出産回数
15. 同居世代数による世 帯の構成比率	42. 五歳階級別有配偶出 産率
16. 下人・同家人同居世 帯数	43. 男女別離婚者数
17. 下人・同家人同居世 帯の構成比率	44. 男女別離婚年齢
18. 男女別流出者数	45. 男女別相続者数
19. 男女別流入者数	46. 男女別相続年齢
20. 流出率	47. 男女別死亡者数
21. 流入率	48. 男女別死亡年齢
22. 社会増加率	49. 死亡性比
23. 男女別出生者数	50. 普通死亡率
24. 出生性比	51. 五歳階級男女別死亡 率
25. 普通出生率	52. 自然増加率
26. 男女別改名者数	53. 人口増加率
27. 男女別改名年齢	54. 牛 数
	55. 馬 数

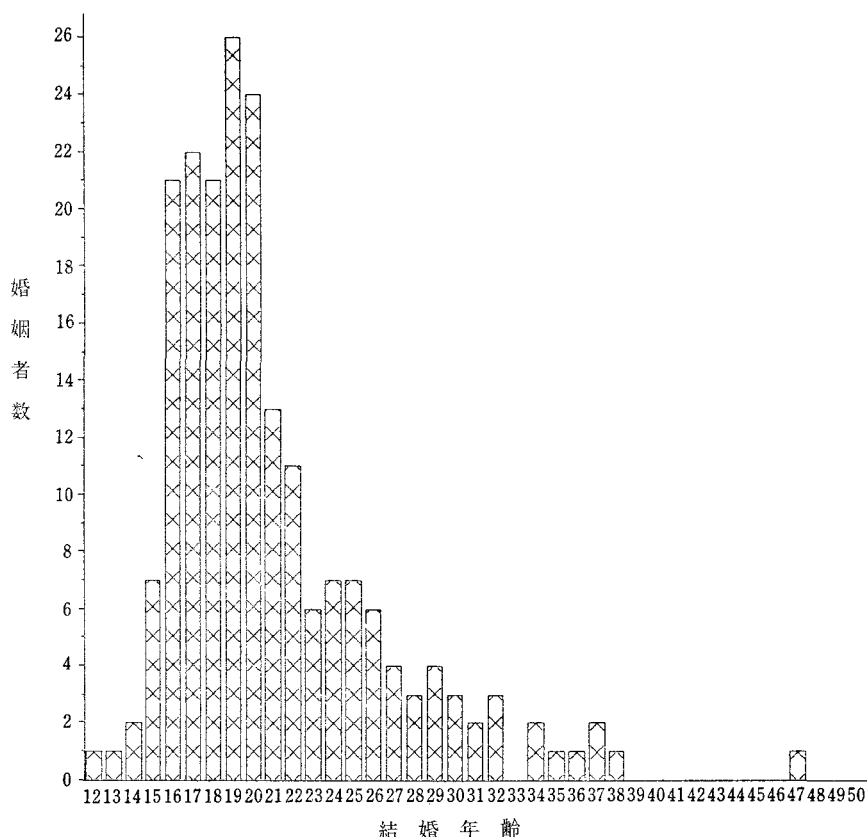


図2 陸奥国会津郡鴉巣村における女性の結婚年齢 (1790—1859)

time は約4分である。

表4は、「宗門改帳」データベース・システムに登録されている5カ村で出生した女性のラ

表4 同時出生集団の平均初婚年齢 (女性)

集落名	出生期間	平均初婚年齢 (婚姻者数)
陸奥国会津郡石伏村	1752~1771	16.4才(13人)
陸奥国大沼郡桑原村	1750~1769	18.7 (15)
	1770~1789	21.5 (10)
	1790~1809	19.3 (18)
陸奥国会津郡鴉巣村	1790~1809	19.3 (21)
	1810~1829	19.4 (31)
摂津国武庫郡上瓦林村	1750~1769	22.4 (38)
	1770~1789	25.4 (38)
摂津国八郡花熊村	1789~1808	26.4 (27)
	1809~1828	27.4 (28)

(「宗門改帳」データベース・システムの検索結果より作成)

イフ・パスを検索して、算出された平均初婚年齢を比較したものである。奥会津地域と京阪神地域の集落における女性の平均初婚年齢は、4~18年の差異が認められた。

#### IV. おわりに

江戸時代と現在との間に架橋して、民衆生活の人口学的側面における連続性と断絶性を検討する場合、歴史地理学では人口再生構造の時系列的変化と地域間格差の解明を主要課題とする。具体的には、人口の持続的成長の開始時期と地域差、人口再生構造を規定する初婚年齢、合計出生力、出生性比、出産間隔、平均余命などの地域間格差の変化とその要因、婚姻や労働を契機とした人口移動の変貌過程などの解明が求められる。このような課題を追求するには、各地に保存されている人口史料を時間的にも地域的

にも大量に収集・蓄積・分析する研究手法の開発が必要である。

「宗門改帳」データベース・システムは、19世紀前期にさかのぼって人口変動の内容を分析するために、「宗門改帳」から人口学的指標を正確・迅速に算出することを目的として開発された。本稿では、奥会津地域の「宗門改人別家別帳」を入力事例として、人口史料として性格を吟味した後、入力作業の効率化と人口学的指標を計算する解析プログラムの充実に力点を置いて「宗門改帳」データベース・システムに改良を加えた。

改良の結果、ワードプロセッサを利用してフロッピーディスクに蓄積された史料を大型計算機の磁気ディスクにファイル転送することによって、研究者の置かれている計算機利用環境に応じて入力作業ができるようになった。さらに、表3に示した55項目の人口学的指標が短時間に出力可能になった。これらの指標以外にも、「宗門改帳」データベースから研究目的に応じて多様な検索を行うことができる。

「宗門改帳」データベース・システムは、歴史地理学分野では初めての情報システムの試作例であるために技術的課題も多い。平均初婚年齢、結婚持続期間、平均余命などの指標を求めるプログラムを補充するとともに、人口学的指標を地図上に表示するプログラムを開発して、本システムを地理情報システムとして発展させることが望まれる。具体的には、婚姻や奉公を契機とした人口移動や人口学的指標の地域差を主題図に表示することが当面の課題となる。

奥会津地域は、1830～40年代に人口が減少ないしは停滞から増加に転じた地域である。本システムを用いて、入力事例とした奥会津地域の3カ村における人口再生産構造を社会経済的な背景とともに分析することにより、持続的人口成長が開始された初期的要因の解明が期待される。

本システムに登録された史料も、京阪神地域の2カ村（撰津国八部郡花熊村（1789～1869）、撰津国武庫郡上瓦林村（1750～1819））に奥会

津地域の3カ村（陸奥国会津郡石伏村（1752～1812）、陸奥国大沼郡桑原村（1750～1834、1840～1858）、陸奥国会津郡鶴巣村（1790～1859））を併せて、ようやく地域比較ができる段階になった。多様な人口学的指標は、相互に関連して人口集団の再生産構造を規定している。たとえば表4に示した初婚年齢は、家族周期や世帯構造などに影響を及ぼす重要な指標である。地域比較を行うには、集落単位の人口再生産構造の全体像をまとめる尺度の構築が必要となる。

残された課題は膨大である。他日を期して人口分析の結果を報告することにより、本システムの有効性を検証したい。

（東京家政学院・筑波短期大学）

#### 〔注〕

- 1) 鬼頭 宏「宗門帳からみた寿命（江戸後期）」厚生学の指標、33-1、1986、31～37頁では平均余命の地域差が、速水 融・鬼頭 宏「庶民の歴史民衆学」（『日本経済史2 近代成長の胎動』岩波書店、1989）、268～321頁では初婚年齢や合計出生力の地域差が指摘された。
- 2) 速水 融・安本 稔「人口史研究における Family Reconstitution」社会経済史学、34-2、1968、1～36頁。
- 3) データベースを用いた人口分析の先駆的業績として、以下の文献が列挙できる。

Susan B. Hanley and Kozo Yamamura : 'Fertility, mortality, and life expectancy in pre-modern Japan' *Population Studies*, 28, 1974, pp. 127-142, Thomas C. Smith, Nakahara : *Family Farming and Population in a Japanese Village, 1717-1830*, Stanford, Stanford University Press, 1977, Yoichiro Sasaki : 'A computer procedure for research in historical demography : a program for family reconstitution' Paper presented to the Conference on Historical Demography and Family History in East Asia (Oxford, England, August 20-25, 1978)

- 4) たとえば、B. D. S. に記入された続き柄、異動理由、異動内容などの情報を手作業で数字コードに変換してデータベース化する大規模プロジェ

- クトは、コード変換という煩雑な作業が挿入されたために作業量が増加しただけでなく、誤記の可能性も増え、しかも原史料の複雑、微妙な表現を画一化してしまうという重大な問題を含んでいる。
- 5) 川口 洋・中山和彦「宗門改帳」データベース (DANJURO) の開発」1989年度・情報学シンポジウム講演論文集, 1989, 125~134頁。
  - 6) 大石慎三郎「江戸時代の戸籍について」(大石慎三郎『近世村落の構造と家制度』お茶の水書房, 1976), 309~405頁。
  - 7) 福島県『福島県史 第2巻 近世1』, 1971, 766頁によれば、南山御蔵入領の支配関係の変遷は以下に示される。第1回会津藩預り支配: 寛永20~貞享4, 第1回直支配: 元禄元~宝永2, 第2回会津藩預り支配: 宝永2~正徳3, 第2回直支配: 正徳4~享保7, 第3回会津藩預り支配: 享保7~宝暦5, 第3回直支配: 宝暦5~宝暦13, 第4回会津藩預り支配: 宝暦13~天保7, 第4回直支配: 天保8~弘化3, 第5回会津藩預り支配: 弘化3~元治元, 会津藩: 元治元~明治元。
  - 8) 藤田定典「会津藩における仏教統制の確立」福島県歴史資料館研究紀要, 3, 1981, 15~55頁。
  - 9) 福島県歴史資料館寄託, 矢沢三男家文書。文化2年については、福島県歴史資料館寄託, 長谷部大作家文書。
  - 10) 福島県歴史資料館寄託 馬場新家文書。
  - 11) 速水 融「戸口」(赤松俊秀, 児玉幸多, 竹内理三, 林家辰三郎, 古島敏雄, 宝月圭吾編『日本古文学書講座 第7巻 近世編II』雄山閣, 1979), 52~60頁, Laurel L. Cornell and Akira Hayami, 'The Syumon Aratame Cho: Japan's Populattation Registers' Journal of Family History, 11-4, 1986, pp. 311~328, 速水 融『江戸の農民生活史—宗門改帳にみる濃尾—農村—』日本放送出版協会, 1988, 33~37頁などに『宗門改帳』の編集方法が類型化されている。
  - 12) 福島県歴史資料館寄託 河越卿家文書「慶応四年三月 陸奥国大沼郡桑原村 宗門改人別家別帳」, (明治二年二月 陸奥国大沼郡桑原村 宗門改人別家別帳)「明治三年三月 岩代国大沼郡桑原村戸籍」, 「明治四年辛未十月 若松県第四十九区 岩代国大沼郡桑原村戸籍」, 福島県大沼郡三島町役場資料「昭和27年 住民登録見出帳 福島県大沼郡宮下役場」, および, 平成2年の聞き取り調査の結果を比較した。
  - 13) 庄司吉之助編『会津風土記・風俗帳 巻3』歴史春秋社, 1980所収の史料に基づく。  
「文化四年丁卯三月 地志方 風俗帳 大谷村名主 孝次郎控」, 119~120頁。  
「風俗帳 大沼郡金山谷 (文化四年三月 野尻組ノ控へ)」, 176~177頁。  
「文化四年 風俗帳 卯三月 下郷四箇組」, 200~201頁。  
「文化四年卯三月書上 風俗帳 上郷 田島組, 高野組, 川島組, 鬩斗戸組 一谷控 黒沢村名主 善四郎」, 222~223頁。
  - 14) 庄司吉之助編『会津風土記・風俗帳 巻2』歴史春秋社, 1979, 211~212頁。
  - 15) 28通の「奉願縁付御暇之事」のうち20通が12月, 3通が正月, 5通が2月に作成されているために, 1年間の婚姻をまとめて冬季に書付が作成された可能性がある。ただ農村における結婚式は11月, 12月と2月に多く, 農繁期や正月にはほとんど行われないという『三島町史』の報告と「奉願縁付御暇之事」の日付に整合性が認められる 三島町史出版委員会『三島町史』, 1968, 991頁。
  - 16) 河越記一氏 (明治22年生・桑原村出身, 故人) ・とみ氏 (明治33年生・西方村出身) 夫婦の場合には, 大正9年4月に「足入れ」を始め, 祝言は上げていない。渡部正利氏 (昭和21年生・桑原村出身) ・美代子氏 (昭和23年生・会津坂下町若宮出身) 夫婦の場合, 昭和45年12月に「足入れ」を始め, 翌年4月に祝言を上げ入籍している。桑原村に居住しているすべての夫婦が「足入れ」を経験しているわけではない。たとえば, 長谷川直一氏 (大正2年生, 桑原村出身) ・くま氏 (大正3年生, 西方村出身) 夫婦は, 昭和10年に結婚したが足入れはしていない。
  - 17) 石伏村では村内婚2例, 嫁の実家不明2例, 桑原村では村内婚3例, 近隣婚1例, 鴉巢村では村内婚1例, 越後国蒲原郡からの入婚2例, 嫁の実家不明1例が婚姻と出産が同じ年の「宗門改人別家別帳」に登録されている。
  - 18) 石伏村については矢沢三男家文書「明和七年御案内手鑑書上帳 黒谷組石伏村」, 「安永四年御手鑑 黒谷組石伏村」, 「安永六年 御案内手鑑書上帳 黒谷組石伏村」, 「安永七年 当戌手鑑書上帳 黒谷組石伏村」, 「安永八年 当亥手鑑書上



帳 黒谷組石伏村],「安永九年 当子手鑑書上帳 黒谷組石伏村],「天明元年 御手鑑書上帳 石伏村],「天明六年 御手鑑書上帳 石伏村],「享和二年 御手鑑書上帳 石伏村],「文化四年 当卯村鑑書上帳 黒谷組石伏村], 桑原村については河越脚家文書「文化三年 大谷組明細帳 摘書」, 「天保二年 御手鑑控 大谷組十六ヶ村],「天保十三年 明細差出帳 大沼郡桑原村],「嘉永四年 御細摘書上帳 桑原村], 鴫巢村については馬場新家文書「文化四年 村鑑書上帳 古町組鴫巢村],「天保二年 御手鑑書上帳 古町組鴫巢村], 「天保八年 明細差出帳 会津郡鴫巢村],「天保九年 明細差出帳 会津郡鴫巢村],「天保十年 人数増減家数書上帳差引村々書出帳],「天保十二年 明細差出帳 会津郡鴫巢村],「嘉永二年 明細差出帳 会津郡鴫巢村」と各年次の「宗門改人別家別帳」を対比した。

石伏村では安永7年の「手鑑書上帳」の総人口203人, 家数35軒, 竈数38竈に対して, 「宗門改人別家別帳」では総人口202人, 家数36軒, 竈数37竈, 天明6年の「御手鑑書上帳」が総人口176人, 内, 男91人, 女85人, 竈数37竈に対して, 「宗旨人別改帳」では総人口176人, 内, 男91人, 女85人, 竈数34竈, 家数36軒, 桑原村では天保2年の「御手鑑控」の総人口108人, 内, 男63人, 女45人に対して, 「宗門改人別家別帳」では総人口107人, 内, 男63人, 女44人とわずかながら差異がみられる。これ以外の年次については「宗門改人別家別帳」と他の史料の人口, 家数, 竈数は一致する。

19) 転入理由のうち最も事例の多い婚姻移動に関しては, 石伏村では69例中30例, 桑原村では66例中35例, 鴫巢村では93例中例12例の移動先が判明する。転入理由のうち最も事例の多い婚姻移動に関しては, 石伏村では36例中29例, 桑原村では49例中31例, 鴫巢村では46例中16例の移動先が判明する。

20) 季節的労働移動については, 『鴫巢 郷土史』の「第一三章風俗習慣 第三節休日及労働上の慣習」に「古ハ明治ノ初年マデハ下野ニ出稼ニ行クモノモアリシガヨキコトモナキト上品ニナリタルトニテ近来ハナクナリタリ」との記録がみられ, 鴫巢村では江戸時代に関東稼ぎに出かけていたことが確認できる。とくに, 屋根屋として宇都宮,

喜連川方面へ冬期に出稼ぎに行った者も多いと推測される。

鴫巢同窓会『鴫巢 郷土史』(福島県南会津郡南郷村教育委員会所蔵稿本), 1915, 182頁, 会津民俗研究会『奥会津南郷の民俗』福島県南会津郡南郷村教育委員会, 1971, 174~180頁。

21) 福島県教育委員会『福島県の民家(Ⅰ 県北・会津)』, 1970, 16~21頁。

22) 河越家の住居は「宗旨改人別家別帳」には, 寛延3年は12間×3間, 宝暦2~14年は10×3間, 明和2~5年は12×3間, 明和6~文化12年は10×3間, 文化14~文政12年は11×3間, 文政13年は11×4間, 天保2~5年, 天保11~安政5年は11×3間と記録されている。

23) 福島県南会津郡南郷村振興課『旧山内家住宅調査・移築復原工事報告書』, 1978, 6~16頁。

24) 只見町文化財石伏集落調査委員会『奥会津石伏の歴史と民俗』歴史春秋出版, 1984, 515~551頁。

25) 矢沢三男家文書「宝暦七年丑二月 石伏村百姓小前高帳」, 「安永四年未二月 百姓小前持高帳」, 「天明五年巳三月 本田新田小前持高明細帳」と各年次の「宗門改人別家別帳」を対比した。

26) ピーター・ラスレット著, 落合恵美子・中村伸子訳「クレイウォースとコックノー」(齊藤修編『家族と人口の歴史社会学』リプロポート, 1988), 122~123頁の分類にしたがった。

27) 組については花見朔巳編・校訂『新編会津風土紀 全5巻』雄山閣, 1975によって補足した。

28) AIM/RDB は富士通株式会社が1984年に開発して1988年に改良したDBMSであり, 詳細は以下のマニュアルに説明されている。富士通株式会社『FACOM OSIV AIM/RDB解説書 V10L20系』, 1984, 富士通株式会社『FACOM OSIV AIM/RDB使用説明書 V10L20系』, 1984, 富士通株式会社『FACOM OSIV AIM/RDB 運用手引書 V10L20系』, 1984。

〔付記〕

本研究は平成元年度・筑波大学学内プロジェクト・奨励研究(研究代表者: 川口 洋, 研究課題: 陸奥国大沼郡桑原村・陸奥国会津郡鴫巢村「宗門改帳」のデータベース化)の助成を受けた。史料閲覧・現地調査に際して福島県歴史資料館, 福島県大沼郡三島町教育委員会, 南会津郡南郷村教育委員会は

じめ多くの方々に御協力いただいた。

史料の入力にあたり大石理子, 川崎俊郎, 田上まゆみ, 中野渡一耕, 平野哲也の各氏に御協力いただいた。本稿は歴史地理学会第33回大会の報告に加筆

修正を加えたものである。御指導いただいた中山和彦教授をはじめ, 筑波大学学術情報処理センターの各位, 山本正三教授, 田中圭一教授, 大濱徹也教授から貴重な助言をいただいた。

THE DEVELOPMENT OF A HISTORICAL DEMOGRAPHIC DATA BASE SYSTEM  
FOR ANALYZING THE 'SHUMON-ARATAME-CHO'  
(JAPANESE RELIGIOUS INVESTIGATION REGISTERS IN THE TOKUGAWA PERIOD)

Hiroshi KAWAGUCHI

In order to construct a profound image on localities of family status before the eve of the Japanese industrialization, it has been important to develop a useful method to analyze a large number of historical demographic data exactly and quickly. In this article, the author has attempted to develop a historical demographic data base system for analyzing the 'shumon-aratame-cho'.

The 'shumon-aratame-cho' (宗門改帳) is a generic name for Japanese religious investigation registers. As a general rule, they were kept annually for over 150 years from the middle of the 17th century (some decades after the beginning of the Tokugawa period) in villages and towns in most areas of Japan. If we look into the cases where annual 'shumon-aratame-cho' have been well preserved, we can obtain a great deal of information about family status including not only population statistics such as crude birth rate, crude death rate, average age at marriage, etc., but also indices concerned with family status, such as marriage pattern and population mobility, family cycle, inheritance pattern, etc.

As input data, we have taken the registers of three villages in Mutsu Province (陸奥国) in northeastern Japan, i. e., Ishibuse village (陸奥国会津郡石伏村) (1752-1812), Kuwanohara village (陸奥国大沼郡桑原村) (1750-1834, 1840-1858) and Tounosu village (陸奥国会津郡鶉巣村) (1790-1859). In these registers, the following information for each person is registered: name, age, family position and change in family status. For each household the following items are recorded: number of cattle and horses, size of house, roofing material, cultivated acreage, religious sect, parish temple and household size.

From these registers, we developed a historical demographic data base system on a large scale computer (FACOM M780/20) in the Science Information Processing Center, University of Tsukuba. The system is composed of the 'shumon-aratame-cho' data base and some application programs for calculating 55 items of demographic statistics and indicators. With this system, it has become much easier and faster to retrieve demographic information and to output demographic statistics and indicators.